

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件の一部を改正する件  
**新旧対照条文**

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件（平成二十四年厚生労働省告示第六十二号）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。</p>	<p>対象となる特定権利利益</p> <p>（削除）</p>	<p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。</p>	<p>対象となる特定権利利益</p> <p>対象者</p> <p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡</p>
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>対象となる特定権利利益</p> <p>対象者</p> <p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村に限る。）に居住地を有する者</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

<p>害者等の地域生活を支援するため の関係法律の整備に関する法律（ 平成二十二年法律第七十一号。以 下「整備法」という。）附則第二 十三条第一項の規定により整備法 第五条の規定による改正後の児童 福祉法（昭和二十二年法律第百六 十四号。以下「新児童福祉法」と いう。）第二十一条の五の五第一 項の規定による同項に規定する通 所給付決定を受けたものとみなさ れたことにより、新児童福祉法第 二十一条の五の三第一項又は第二 十一条の五の四第一項の規定によ り新児童福祉法第二十一条の五の 五第一項の障害児通所給付費等の 支給を受けることができること。</p>	<p>双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾 村及び相馬郡飯舘村に限る。 （ に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十三条第二項の規 定により新児童福祉法第二十一条 の五の十三第二項の規定により読 み替えて適用する新児童福祉法第 二十一条の五の五第一項の規定に よる同項に規定する通所給付決定 を受けたものとみなされたことに より、新児童福祉法第二十一条の 五の三第一項又は第二十一条の五 の四第一項の規定により新児童福</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野 町、同郡楢葉町、同郡富岡町、 同郡川内村、同郡大熊町、同郡 双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾 村及び相馬郡飯舘村に限る。） に居住地を有する者</p>

<p>社法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	
<p>整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>